

議案第20号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉田秀光

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改める。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1） 略 （2） 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>に就学している	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、別に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 （1） 略 （2） 小学校に就学している子のある職員であって、別に定めるもの

子のある職員であって、別に定めるもの 2 及び 3 略	2 及び 3 略
--------------------------------	----------

(三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第 2 条 三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三朝町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(放課後児童健全育成事業の一般原則) 第 4 条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 ～ 5 略 (職員) 第 9 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	(放課後児童健全育成事業の一般原則) 第 4 条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 ～ 5 略 (職員) 第 9 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5)～(9) 略 4 及び 5 略 (開所時間及び日数) 第17条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間 (2) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	(5)～(9) 略 4 及び 5 略 (開所時間及び日数) 第17条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
---	---

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

